

【成長コース（2期以降）】

愛知労働局 あいち雇用助成室

特定求職者雇用開発助成金 支給申請パンフレット

成長分野等人材確保・育成コース（第2期以降）

※助成金のご案内をしましたが、不支給要件に該当する場合は助成金が支給されません。

【支給申請書の提出及びお問い合わせ先】

〒460-0003

名古屋市中区錦 2-14-25 ヤマイチビル 11 階

愛知労働局 あいち雇用助成室 特定求職者雇用開発助成金担当

電話 052-219-5519

1 制度の趣旨及び支給要件をご確認のうえ、助成金の正しいご活用をお願いします。

- 支給申請書裏面、リーフレット「特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）の申請にあたって」を必ずお読みいただき、制度の趣旨及び支給要件等をご確認ください。
- 助成対象期間中に対象労働者を解雇等した場合、以後 3 年間、当該事業所に対して本助成金は支給されないこととなります。
- 基本賃金とその他の諸手当とを区分した賃金台帳、出勤状況を明らかにする出勤簿（タイムカード）、労働者の入離職状況を明らかにする労働者名簿を整備・保管し、速やかに提出する事業主であることも支給要件となります。
- 本助成金は会計検査院（国の助成金等の検査を行う憲法上の独立機関です）の検査対象となっています。助成金の支給終了後5年間は全従業員分の労働者名簿、出勤簿（タイムカード）、賃金台帳、総勘定元帳などの関係書類（原本）をお借りすることがありますのでご承知おきください。
- 助成金の支給状況等に関して、愛知労働局「あいち雇用助成室」から電話又は訪問による調査・確認をさせていただくこともあります。

★この案内がされたことにより、確実に助成金の対象となるものではありません。

2 特定求職者雇用開発助成金（第2期以降）支給申請にあたって

- (1) 申請書などの記入は黒のボールペンをお願いします。
- (2) 申請期間内の提出を厳守してください。
申請期間を過ぎた場合は、受理することができません。
- (3) 郵送での申請
遠方であることなどを理由に郵送で提出する場合は、以下の点を必ず実施してください。
 - ・ 郵送事故防止のため、必ず簡易書留など郵送したことを証明することができる方法で行ってください。
 - ・ 受理日は到着日となります（消印日、発送日ではありません）。
- (4) 提出が必要な書類は以下のとおりです。

申請書類	確認ポイント
□ 特定求職者雇用開発助成金 第2・3・4・5・6期 支給申請書	★申請書の裏面を必ずお読みください。
□ 支給要件確認申立書	★各質問をご確認のうえ、(はい・いいえ)のどちらかを○で囲ってください。
□ 支払方法・受取人住所届	★事業所として初めて当助成金を申請する場合や口座の変更がある場合は、当書類が必要となります。
□ 特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）実施結果報告書	※「助成メニュー① 【成長分野】」に該当する場合のみ必要 ★記載例をご参考のうえ記入をお願いします。
□ 対象労働者雇用状況等申立書	★記載例を参考に記入してください。

添付書類	確認ポイント
□ 労働条件通知書（雇用契約書）（写し）	★雇入日から申請日までの労働条件が確認できるもの（変更・更新している場合はそれらもすべて添付してください）。
□ 出勤簿またはタイムカード（写し）	★今回の支給対象期間の出勤状況がわかるもの。 ★日ごとの労働時間及び月ごとの労働時間を必ず表示してください。
□ 賃金台帳（写し）※	★今回の支給対象期間の労働に対して支払われた賃金（賞与を含みます）の内容がわかるもの。
□ 源泉徴収簿（写し）	★源泉徴収の対象となる賃金台帳の提出をお願いします。 ★マイナンバー表示がある場合は、抹消したものを添付してください。 ★第1期支給申請時に提出された場合は不要です。
□ 就業規則、労働協約など雇用管理改善を対象労働者に適用したことが確認できる書類	※「助成メニュー① 【成長分野】」に該当する場合のみ必要 ★「雇用管理改善」に係る制度を対象労働者に適用した場合のみ添付してください。
□ 特定求職者雇用開発助成金（成長分野人材確保・育成コース）実施計画書の写し	※「助成メニュー① 【成長分野】」に該当する場合のみ必要 ★あいち雇用助成室より送付された実施計画書の写しを添付してください。対象労働者が従事する業務内容を変更した場合は、変更後の成長分野等の業務内容が確認できる書類も添付してください。

(注意) 令和5年4月1日以降に雇入れられた方について、「助成メニュー①【成長分野】」により申請する場合には、実施計画書の写しは不要です。

□ その他

★上記書類のほかに、審査に必要な書類の提出又は書類の作成をしていただく場合があります。

(注意)「助成金メニュー② 【人材育成】」の対象者として申請する場合には、上表書類のほか、

- (i) 最終の支給対象期の申請期限
- (ii) 人材開発支援助成金の支給決定日
- (iii) 賃金引上げ計画書の計画期間の終了日

上記のいずれか遅い日の翌日から2ヶ月以内に、「特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）賃金引上げ結果報告書」の提出が必要です。

賃金引上げ結果報告書の提出につきましては、5ページをご参考ください。

※ 支給申請時点において、賃金支払日が到達していない支給対象期間における労働に対する賃金がある場合には、賃金支払日が到達し支払が完了した後、不足分の記載のある賃金台帳を提出していただきます。

(5) 申請する前に支給申請書などの写しをとり、保管してください。
支給申請書、支給要件確認申立書の写しを控えとして保管しておいてください。

※ 提出書類に係る原本証明は不要です。

3 対象労働者が支給対象期間中に退職した場合について

- 支給対象期の途中で事業主が対象労働者を雇用しなくなったケースは、当該支給対象期について原則支給を受けることはできません。

4 対象労働者が最低賃金の減額特例を受けている場合について

- 通常の添付書類の他に、支給対象期間の「最低賃金の減額特例の許可証」の提出が必要となります。
（「許可証」の有効期間に注意してください）。

5 支給申請の前にご確認ください

- ☐ 提出書類はすべて揃っている
- ☐ 支給申請期間内である
- ☐ 支給申請書などの写しをとり保管している
- ☐ 記載漏れはないか（支給申請書の[6：（有の場合）→助成金名称]が記入されているか等）

以上のことを提出前に必ずご確認ください。

6 支給決定内容の通知について

- あいち雇用助成室から「支給決定通知書」が送付されますので、紛失しないように大切に保管しておいてください。

賃金引上げ結果報告書の提出について

(注意)

こちらのページの内容は、成長分野等人材確保・育成コースにおける「助成メニュー② 【人材育成】」に該当する場合のみご確認ください。

「特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）賃金引上げ結果報告書」を提出する場合には、以下の書類をあわせてご提出ください。

- ① 特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）賃金引上げ結果報告書
- ② 対象労働者の(1)雇入れ時点、および(2)計画期間終了時点の毎月決まって支払われる賃金額のわかる賃金台帳・給与明細の写し((1)(2)のもの両方)
- ③ 対象労働者に関する、人材開発支援助成金の支給決定通知書の写し

上記①～③の書類を、

- (i) 最終の支給対象期の申請期限
- (ii) 人材開発支援助成金の支給決定日
- (iii) 賃金引上げ計画書の計画期間の終了日

上記のいずれか遅い日の翌日から2ヶ月以内に提出をお願いします。